明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム

# しなやかな著作権制度に向けて

# 一権利制限・利用許諾を中心に一

科学研究費補助金 基盤研究 (A) 平成 23~27 年度 「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」

第一部 基調講演②

同一性保持権侵害の要件としての『著作物の改変』の解釈

―改変を認識できれば『改変』にあたらない説―

金子敏哉 (明治大学法学部准教授)

1 (以下番号は PPT のスライド番号に対応)

私の報告で扱いますのは著作者人格権、その中でも同一性保持権の解釈でございます。まず結論から申し上げますと、私がこの報告で主張する解釈論は以下のとおりです。同一性保持権侵害の要件としての「著作物の改変」を、改変された表現を提供・提示することにより、「改変されていないとの誤認」を惹起することと解すべきであります。それゆえ、私的領域における改変行為、著名な作品のパロディ、引用時の抜粋・要約、翻案・映画化などに伴う改変については、このような誤認を惹起しない限り「著作物の改変」には該当せず、およそ同一性保持権の侵害とはならない。というものであります。

このように、改変を認識できれば同一性保持権侵害の要件としての(括弧つきの改変として表記していますが)「改変」にあたらない。というのが、私が本日お話しする内容であります。

2

以下、このような順序でお話をさせていただきます。

3

まず、このシンポジウムでなぜこの報告をするのかということであります。著作権の権利

制限と利用許諾というタイトルで、後から私もこう伝えたのですが、なぜ入れたかというと、私が出しゃばりだからというのが一番の理由でございますけれども、もう少しまっとうな理由といたしましては、このシンポジウムや論文集に掲載する予定の論文では、著作権の制限規定の柔軟化、先ほど上野先生がご報告の一般規定の導入というものが代表的でありますけれども、あるいは著作権の利用許諾制度の拡充などのさまざまな提案がされているところであります。

しかしながら、著作物の利用を行う場合には、一部分の利用のための抜粋など、何らかの 改変が伴われるということが多いわけであります。従来の議論からいたしますと、このよう な改変はすべて「著作物の改変」にあたると。その上で意に反する改変か、先ほどのような 「やむを得ない改変」と言えるかどうかということが議論されてきました。特に著作権法 50 条は著作権の制限規定について、著作者人格権の解釈に影響を及ぼすものと解釈してはな らないということが定められておりまして、仮に権利制限の一般規定が導入されたとして も、50 条が削除されることは、まずないのであります。

このような問題や、そのほか同一性保持権の解釈をめぐる諸論点の対応策として、近時有力な見解が、先ほどご登壇いただきました上野先生のご見解でありまして、20条2項4号の「やむを得ない改変」というものを柔軟に解釈し、適切な利益衡量を行っていこうというものであります。私はこの見解に強く賛成する者でありますけれども、それでもなお、そもそも従来の議論では何でもかんでも「著作物の改変」としてきたということが大きな問題であり、そこを解釈論として見直すべきではないかと考えているわけであります。

4

私の立場は、20条2項4号の「やむを得ない改変」による利益衡量の前に、20条1項の要件「著作物の改変」を「改変されていないとの誤認」が惹起される場合に限定して解釈すべきとするものであります。これにより何らかの改変があっても、「改変されていないとの誤認」が惹起されない場合、すなわち改変を改変として認識できる場合には、およそ同一性保持権の侵害とならないということを明確にすべきと考えております。このような解釈により、私的領域における改変はパロディなどの問題について、自由領域を明確に確保することができるということになります。

そして同一性保持権の保護法益は、あらゆる改変から、何でもかんでも改変から著作者は それを禁止することができると。そういうことではなく「改変されていないとの誤認」を惹 起されないということに限って、その限りで著作者の人格的利益を保護するということを 明確にするべきであろうと思うわけであります。

このように何でもかんでも保護するという散漫な形ではなく、保護すべきものを絞って 保護することによって、かえって私の目から見ればということですが、保護すべき著作者の 人格的利益をより実効的に保護することを目指すものであります。そのような意味で、私の 解釈論は、先ほど柔軟化と明確性、両方が大事だということが上野先生からご紹介ありましたが、それは私もそのとおりであると思いますが、特に明確かによってしなやかな著作権制度を実現していこうと。そのための解釈論を考えております。

6

さて、同一性保持権というのは著作権法 20 条に規定されておりますが、その侵害にあたるためには著作物うんぬんの変更、切除その他の改変に該当することが必要となります。

7

従来の通説では、複製物などの著作物の創作的な表現に何らかの改変を加える行為が、直ちに「著作物の改変」に該当すると考えられてきました。例えば家で美術の教科書のモナリザにひげを書く行為、これは「著作物の改変」であります。私の報告を聞きながら、私のレジメに下線を引いて「何言ってんだ、こいつ」という書き込みをする行為も「著作物の改変」であり、「それは私の意に反する」と言えば、なんでそんな書き込みをしたのかを、やむを得ない理由を説明しなければいけないというのが、現行法の従来の通説の理解であります。また、お風呂で隣に聞こえないように替え歌を歌っても「著作物の改変」にあたるというのが、従来の通説の理解であります。

8

このように創作的表現への改変が「著作物の改変」にあたると理解してきたために、今挙 げた例のような私的領域における改変、あるいはパロディの取扱いということが解釈論上、問題となってきました。また、翻訳や映画化に伴う改変、あるいは引用に伴う抜粋や要約、 先ほど上野先生からもご紹介のあった試験問題での出題のための改変。こういったものについて、すべてがというわけではありませんが、一部の場合については侵害を否定すべき場合があるというときに、それをどういう理由で説明するかというときに、「著作物の改変」にはあたると。ただ、その上で「意に反さない」あるいは「やむを得ない」というような理由で解釈論上、対応がされてきたわけであります。従来の通説で生じていた問題の今のが(1)~(4)のものですけれども、個別の論点ごとにそのような解釈による対応がされていたわけであります。

9

従来の通説の下で生じていた別の問題が、改変されたものを公衆に提示・提供する行為の

取り扱いであります。従来の通説は、改変行為それ自体を「著作物の改変」と評価するため に、既に改変された複製物を公衆に譲渡・貸与したり、あるいは既に改変された著作物を上 演したり放送したりする行為については、「著作物の改変」に該当しないということになり ます。

著作権法上 113 条 1 項のみなし侵害規定が適用される場合、改変された複製物を頒布する場合には、それによって著作者人格権の侵害とみなすことができるわけですが、それ以外の場合、改変された著作物を公衆送信一放送したりインターネットにアップロードをしたり、あるいは改変した原作品を展示したりする行為については、従来の理解では「著作物の改変」にあたらず、同一性保持権の侵害が否定されるか、あるいは、改変にはあたらないのだけれども、さまざまな理由をつけて侵害を認めるような解釈がされており、議論が分かれている状況であるわけです。

# 1 0

これら通説に対して少数ながら注目すべき見解として、著作者の社会的評価に影響を及ぼす改変のみが「著作物の改変」にあたるという見解も主張されております。代表的な見解が、弁護士の小倉秀夫先生のご見解であり、また、塩澤先生による著作者名義説や、名誉声望を害する改変のみが同一性保持権の侵害とすべきだという立法論も、このような作者の社会的評価を問題とする見解のバリエーションとして位置づけられます。

#### 1 1

# 1 2

このような著作者の社会的評価への影響を問題とする見解と、私の解釈論というのは、基本的に問題意識を同じくし、多くの帰結の点で同じくするところでありますが、それでもなおこの見解に立たない理由は、匿名の論文であっても出版時に結末が書き換えられて出版されたら、それは著作者は腹が立つということでありまして、このような行為も同一性保持権の侵害とすべきである。そうすると問題とすべきは、著作者の社会的評価への影響ではなく、著作物についての社会的な認識への影響ではないかと思われるわけであります。

#### 13

そこで以下、私の立場を述べたいと思いますが、まず前提として、「著作物の改変」に該当するためには、一般的な著作権、著作者人格権の侵害と同じく、依拠と類似性の要件を満たし、創作的表現への何らかの改変が行われているということは、従前の議論と同じく「著作物の改変」にあたるための必要条件であります。しかし十分条件ではありません。

## 1 4

「著作物の改変」にあたると言えるためには、著作権法 20 条 1 項で言う、著作物の同一性を害する「著作物の改変」とは、複製物への複製物等への改変行為すべてを意味するものではなく、改変されたものを提示・提供する行為により著作物についての社会の認識を変容させることで、無体物としての著作物の同一性を害し、無体物としての「著作物の改変」が生じると。そう言えなければ「著作物の改変」にはあたらないと言うべきであろうと思います。

## 1 5

もっとも著作物についての社会の認識にはさまざまなものがあります。例えばある著作物についてのイメージを稀釈化(ダイリューション)あるいは汚染(ポルーション)する行為も、著作物についての社会の認識を変容する行為でありますが、

#### 1 6

そのような社会認識の中でも、私は同一性保持権侵害で言う著作物、同一性の保持というのは、自己の創作した著作物つき、第三者により改変されたものがあたかもオリジナルのものである、改変をされていないものであるとの誤認をされないこと、という意味に解すべきであると思います。同一性保持権は、このような誤認について著作者の人格的利益を保護するものであります。

# 1 7

そして、同一性保持権侵害の要件としての「著作物の改変」とは、改変されたものを提供・ 提示する行為により(造形芸術の原作品だけは少し別の扱いになりますが、それは後でお話 しします)複製物等への改変に接した者に、そのように改変されたものを、オリジナルの作 品である、改変されていない作品であると誤認させる行為、短く言えば「改変をされていな いとの誤認」を惹起する行為が「著作物の改変」にあたると解すべきであると思います。

## 18

本報告の立場において、典型的に「著作物の改変」に該当するのが、このスライドのように、出版の際に編集者が勝手に表現を書き換えて出版してしまったという場合が、典型的に

「改変をされていないとの誤認」を惹起する行為であります。これはいわゆる法政大学懸賞 論文事件のような事案が、私の立場からはまさに「著作物の改変」にあたる典型例でありま す。「やむを得ない改変」かどうかは、また別の問題です。「著作物の改変」にあたる例はこ のような例であります。

## 1 9

そして以上の解釈からすれば、複製物等への何らかの改変が行われた場合であっても、改変された複製物に接する者が改変を正しく認識することができる場合には、著作物の同一性が害されず、「著作物の改変」に該当しないために、同一性保持権の侵害にあたらないということになります。改変を認識できれば改変にあたらないという見解であります。

# 2 0

以上の私の立場から、従来の通説の下での諸論点についての帰結をまとめれば、以下のようになります。まず(1)~(4)の場合ですが、いずれの場合も「改変をされていないとの誤認」が惹起される場合を除けば、「著作物の改変」に該当しないということになります。また、(5)「改変された表現の提供・提示」についてですが、これも私の立場からは、改変行為自体は、後で述べる造形芸術の原作品を除き、「著作物の改変」に該当せず、むしろ改変された表現を第三者に提供・提示する行為こそが「著作物の改変」に該当するということになります。以下、すべての論点について詳しくお話しする時間がありませんので、(1)と(2)についてだけ少し説明をさせていただきます。

# 2 1

まず「私的領域における改変」ですが、これは改変行為者自身しか当該改変に接しない場合、改変者自身は当該改変については改変の事実を認識している以上、「改変をされていないとの誤認」を生ずることはありません。「著作物の改変」にはおよそ該当しないということになります。ここで著作権法 30 条の私的使用の目的を満たすかどうかは関係ございません。「改変をされていないとの誤認」が惹起されるかどうかだけが問題です。業務上の改変であっても「改変をされていないとの誤認」が惹起されなければ「著作物の改変」には該当いたしません。

## 2 2

「著作物の改変」が生じるのは、改変されたものを第三者に提示・提供する行為によって、

当該相手方に「改変をされていないとの誤認」を惹起した場合に「著作物の改変」に該当することになります。提示・提供行為の相手方は公衆に限りません。親友や家族であっても誤認を惹起すれば「著作物の改変」に該当します。その上で、私的領域に立ち入るべきでないといった考慮は「やむを得ない改変」の中で行うべきということになります。

他方で公衆に対して提示・提供を行った場合にも、公衆が改変をされていることを正しく 認識できる場合には「著作物の改変」に該当しません。マイナーな作品のパロディをマイナ ーな作品のファンだけが集う 500 名の集いで上映しても、私の立場からは「著作物の改変」 に該当しないということになります。

#### 2 3

ただし例外的に、造形芸術の原作品への改変については多くの見解と同様に、私的領域に おいてであっても、私の解釈の下でも「著作物の改変」に該当すべきと考えます。それは、 このような造形芸術作品は社会認識において、原作品がオリジナルの著作物を示す唯一無 二の存在として扱われている結果、原作品への改変行為が社会的な誤認を不可逆的に生じ させるものと言える場合には、改変行為自体を「著作物の改変」と捉えてよいと思うからで あります。

## 2 4

次にパロディ・二次創作の取り扱いについて説明いたします。私の立場からは、著名な作品のパロディは、そのパロディに接した者が「パロディである」ということが明らかである場合には「改変をされていないとの誤認」を惹起するものではないために、「著作物の改変」に該当しないということになります。

他方でマイナーな作品のパロディを広く一般にネットで配信した結果、それに接した人の多くがマイナーな作品のことを知らないので、パロディと気づかずに見てしまったという場合には「著作物の改変」にあたり、そのうえで、そのようなパロディを行うことが表現の自由なり何なりに照らして「やむを得ない改変」と言えるかということが、利益衡量が行われるということになります。

#### 2 5

やや難しい問題となるのが、提示・提供行為の相手方のうち、一人でも誤認が生じれば「著作物の改変」にあたるのかという点です。一人でも生じればあたるという見解もあり得るわけですが、これではどんなに著名な作品のパロディであっても元の作品を知らない人は存在するわけで、結局「著作物の改変」にあたる可能性が残ってしまうということになります

ので、私としては、提供・提示行為の相手方のうち「例外的とは言えない範囲」の者。Winny 事件でこういう言い回しが使われていますが、このような者に「改変をされていないとの誤 認」を惹起するということが必要ではないかと。一人でも誤認をさせたら駄目だけれども、 複数の人に提示した場合には、「例外的とは言えない範囲」の人が誤認して初めて改変にあ たるというものであります。

26

そして重要なことは、先ほどの私的領域における改変と同様ですが、パロディかどうかということは「著作物の改変」の解釈において重要ではありません。「改変をされていないとの誤認」を惹起するかどうかということが重要なことであります。それゆえ二次創作一般についても、プロかアマかということも問わず、二次創作として認識され、元の作品が入手可能である状況においては、パロディと言えるかどうかということを問わず、二次創作作品の提供・提示行為は「著作物の改変」に該当せず、およそ同一性保持権の侵害とはならないということになります。

2 7

たとえその二次創作がひどくわいせつで暴力的なものであるとしても、結論に変わりはありません。もちろん、著作権の侵害や、場合によっては著作者の名誉声望を害する利用になり得ることはありますが、「著作物の改変」には該当しないということになります。これはどぎまぎイマジネーション事件のような事案についても、「改変をされていないとの誤認」が惹起されない場合には、私の立場からは、同一性保持権の侵害が否定されるということになります。この点については、実質論として大きな反対があるかもしれません。そのように反対する方にとっては、著作物についての社会の認識の変化の中でも、「改変をされていないとの誤認」に限らず、著作物のイメージの稀釈化(ダイリューション)や汚染(ポルーション)を生じさせる行為を「著作物の改変」とすべきだという見解が、より妥当と思われるかもしれません。

2 8

しかし、そのような解釈を私が採用しない理由は以下の2点であります。第一に、「著作物の改変」についての明確な判断基準によって、パロディなどに関する行動の自由領域を確保すべきと考えるからであります。また、仮に汚染のようなものをメルクマールとしますと、裁判所が、いかなる表現が著作物の表現についての汚染かということを判断することになります。暴力的、わいせつな表現が汚染であると評価することは、暴力的な表現、わいせつ

な表現をしていることに対して大変失礼なことであり、裁判所がそれについての判断を示すことはあまり適切ではないと考えます。それゆえ私は、「改変をされていないとの誤認」を惹起するかどうかということを、稀釈化や汚染ではなく、メルクマールとすべきと考えるわけであります。

また、もう一つの理由は、このような著作物のイメージの稀釈化・汚染に対するコントロールは、権利制限規定の適用の面からも、著作権の及ぶ範囲でのみ行われるべきと考えるからであります。

# 3 1 · 3 2

少し飛ばしまして、従来の議論においては、複製物等への何らかの改変を「著作物の改変」と解する結果、翻訳権・翻案権の権利内容が同一性保持権に包含されるような状況となっていました。そこで翻訳権・翻案権が譲渡された時に、譲り受け人による改変が違反するかといったことが議論されていたわけでありますけれども、しかし法がこのように大幅に重複する内容の権利をそれぞれ独立に定め、しかも別々の人に帰属できるようにしていると解することは不合理であります。それは譲り受け人との関係だけではなく、第三者との関係においても合理的とは言えないと思います。

私の立場としては、同一性保持権は「改変をされていないとの誤認」という意味での「著作物の改変」から著作者の人格的利益を保護するものと解すべきであり、当該誤認以外の著作物についての社会の認識の変更に対するコントロールは、専ら著作権に及ぶ限りで行うべきであり、著作者がそのようなことを望むのであれば、著作権をなるべく手元に残しておく。あるいは著作者がそういう意思を持っていたのであれば、譲渡契約などの解釈なりにおいて翻案権などを一部留保している、あるいは共有持ち分を留保しているというふうに解釈すべきであろうと考えております。

3 3

引用時の要約などの問題も、これまで述べてきたことと基本的に同様の扱いであります。

3 5

重要なことは、権利制限規定の適用を受けるかどうかということは、「著作物の改変」の判断においては一切考慮する必要がないということであります。

36 - 42

以上の諸論点をまとめたものが、この「著作物の改変」の判断基準なのですが、基本的に 見れば分かるような形で整理できているかと思いますので、時間の都合上、詳細は省略させ ていただきます。重要なことは、総合考慮ではなく、このように各場合ごとにかなり定型的 な判断を行うべきというのが、「著作物の改変」に該当するかどうかは、ややフローチャー ト的になりますが、このような定式化された方法で行うべきと考えております。

#### 4 4

最後に本稿の解釈の意義ですが、以下の点が挙げられます。まず第1に、判断基準の明確 さによる自由領域の確保です。もちろん、なお曖昧な点もたくさんあります。例外的な範囲 とはどこまでか、あと、途中で元の作品の入手可能性がどうかといったことを考慮される部 分で曖昧な部分も残ります。そういう部分で不明確な点は残りますが、それは、ある程度不 明確なところはやむを得ないと思ますが、でも基本的には従来の議論に比べればかなり明 確な判断基準であろうと思います。

また、従来の議論では、各論点ごとにかなりアドホックな議論がされていたと思われます。 私の立場からは、基本的に一貫した対応がされるということになります。

また、第 3 に、私的領域における改変やパロディなどの事案における結論の妥当性であります。従来の議論も結論の妥当性を図るために意に反するやむを得ないような解釈をしていたわけですが、明確に結論の妥当性が保たれるということになります。また、従来の通説は、先ほどのレジメに書き込みをするような行為も「著作物の改変」と捉えることになったわけですが、そのようなことは常識に反します。私の見解は、ある意味では常識にも合致するものとも言えると思います。他方でやや非常識な部分もあります。それが先ほど述べたわいせつ・暴力的な改変についても同一性保持権の侵害としないというところであります。ここについては大きな異論が想定されるので、もしその点が受け入れられないということであれば、私の見解丸ごとではなく、著作物についてのイメージを稀釈化あるいは汚染する行為を「著作物の改変」とする見解というのが受け入れられやすいのかなと思います。その見解の場合にも、私的領域における改変は基本的には「著作物の改変」に該当しないということになります。

第 4 が同一性保持権と著作権との明確な線引きです。同一性保持権とは、極端なことを言えば、強制執行で著作権を全部失った著作者がどこまで権利を行使できるかということが、ある意味で同一性保持権の究極の問題であります。このような状況について従来の議論は、明確に何ができるのかということをあまり示してこなかったように思います。私は、その従来の議論の下では、先ほどのわいせつな利用とかについて拒否権が失われることになりますが、一応、両者についての明確な線引きを行うものであります。こういった権利間の線引きというのは、ある程度、特に著作者人格権と著作権との関係については、曖昧さだけではなく明確に行うことが必要であろうと考えております。

以上が本稿の解釈の私の考える意義ということになります。

4 5

なお、本稿の解釈に対して条文との整合性が指摘されるかもしれませんが、条文との整合性は私が考える限り全く問題ないと思います。公衆への提示・提供が氏名表示権で要求されていることや、50条の存在については、私は公衆への提示・提供行為である場合もない場合も「著作物の改変」に該当しますし、50条は「著作物の改変」の解釈にとっては何の関係もありません。私の解釈をとる上でこれらの規定は条文上、全く障害とはなりません。むしろ権利制限規定の利用に伴うさまざまな改変行為について何らかの調整規定が普通は予定されるにかかわらず、ほとんど置いていない。「やむを得ない改変」という規定はありますけれども、このことは、むしろ「著作物の改変」というものは、このように例外的な場合にしか改変にあたらないということを法は予定しているのだと理解することのほうが、整合的に著作権法全体として理解できるのではないかと思っております。

46

ほかの指摘としては、「意」に反する解釈を、客観的な意思とか、そういうものを問題にすることで対応すべきではないかということが言われるかもしれませんが、それは、私はむしろ問題があろうかと思います。著作者が「意」に反すると言ってるのに、あなたの言ってることは常識的に「意」に反さないと述べることは、著作者に対してある意味での侮辱であります。そのような解釈をするべきではありません。

4 7

もう一つは、これのほうが穏当で受け入れやすいと思いますが、著作物の改変を狭く解するのではなく、改変は広くとった上で、4号の「やむを得ない改変」のところで、このような誤認を惹起する可能性を考慮要素の一つとして考えるほうがいいのではないかということが指摘されることがあります。これに対して私の立場からは、そのような解釈の場合には、本稿の解釈よりも非侵害となる場合の基準が不明確となり、表現活動や私的領域における活動の自由などに過度の萎縮を及ぼしかねないということがあります。「やむを得ない改変」だけではなく、入り口要件として「著作物の改変」を厳格に捉えるべきではないかと。限定して理解すべきではないかと思っております。

もう一つが「やむを得ない」という文言との関係であります。従来の上野先生のご見解に対しても、実質的な方向性としては妥当と思いつつも、なお「やむを得ない」という文言でどこまで行けるのかということが議論されてきました。また、仮に私的領域における改変が

法律の専門家にとっては「やむを得ない改変」と言えるとしても、私人にとって美術の教科書のモナリザにひげをかく行為が「やむを得ない改変」だということを理解することは、なかなか難しいであろうと思います。そのような意味で私としては、むしろ本稿の解釈のように、「改変をされていないとの誤認」が惹起する行為を著作物の改変と捉え、そのような誤認を惹起するとしても、なお、ほかの利益との考量で「やむを得ない改変」と言えるかという形で解釈するほうが、条文の文言とも整合的に適切な利益衡量を行えるのではないかと思うところであります。

以上、雑ぱくな報告で、私の報告も多分延びてしまって恐縮ですが、以上で私の報告を終らせていただきます。ご清聴ありがとうございました。